

令和5年度より 定住促進支援を拡充！

中札内村では、令和5年4月より「少子化ストップ元年」と位置付け、子育て世代の定住促進支援を拡充します。既存の「定住促進奨励金」等に加え、子育て世代の住宅取得者に対して手厚い「定住促進住宅取得奨励金」を創設しました。

また、新たに「住宅リフォーム支援金」もご用意しましたので、住宅改修をご検討の方はご利用ください。（裏面参照）

定住促進住宅取得奨励金について

従前の「移住促進奨励金」を拡充し、令和5年4月以降に住宅を新築及び中古住宅を購入した方に助成を行います。



●新築住宅建設

基本額	50万円	
加算額	18歳未満の子ども一人につき	50万円
	移住5年以内の世帯主または配偶者が50歳未満の方	50万円
	移住5年以内の世帯主または配偶者が50歳以上の方	※前住所により 10～30万円

●中古住宅購入

基本額	20万円	
加算額	18歳未満の子ども一人につき	50万円
	移住5年以内の世帯主または配偶者が50歳未満の方	取得価格の5%以内（上限50万円）
	移住5年以内の世帯主または配偶者が50歳以上の方	取得価格の3%以内（※前住所により 10～30万円）
	村内居住者（移住して5年以上経過した方）	取得価格の3%以内（上限30万円）

※前住所が道外の場合 30万円、道内の場合 15万円、十勝管内の場合 10万円

（例1）

夫46歳、妻45歳、子ども10歳と5歳の家族が新築した場合（移住3年目）

（基本額）50万円＋（子ども加算）100万円＋（世帯主または配偶者50歳未満）50万円加算＝200万円を助成

（例2）

夫55歳、妻52歳の家族が中古住宅を購入した場合（購入800万円、帯広市からの移住1年目）

（基本額）20万円＋（取得額3%前住所による）10万円加算＝30万円を助成

住宅リフォーム支援金について

住宅を所有の皆さんがいつまでも中札内村で快適に生活していただけるよう、住宅リフォームに関する支援金をご用意しました。

対象者	村内に居住する方で、工事金額が 30 万円（税抜）以上の増築や修繕を行う方
助成額	リフォーム費用の 20%以内（上限 20 万円） ※本人または同居親族が 65 歳以上、18 歳未満の同居親族がいる場合は費用の 30%以内（上限 30 万円） ※助成は一回限りです。
加算額	村内業者の工事割合が 50%以上の場合は、費用の 10%以内（上限 10 万円）

※対象とする改修等工事（例）

- ・増改築工事 ・外壁、屋根の塗装及び改修 ・断熱の改修 ・太陽光発電設置工事
- ・建具の改修（ガラス、サッシ、扉、ドア、ふすま、障子） ・畳の表替え及び交換
- ・ユニットバス、便器、洗面化粧台、ボイラーの交換及び設置
- ・省エネ設備（エコキュート・エコジョーズ）機器の購入及び設置
- ・システムキッチン等の交換及び設置 ・給水、排水、ガス及び給湯配管改修 等

（例）外壁の塗装工事を実施し、工事費用が 80 万円（税込）の場合の助成金額

- ・ 16 万円（20%）を助成
- ・ 本人または同居親族が 65 歳以上、18 歳未満の同居親族がいる場合 24 万円（30%）を助成
- ・ 村内業者の割合が 50%を超える場合は、8 万円加算（工事費用の 10%）

- ① 40 歳代の夫婦世帯（子どもがいない世帯）が工事を行い、村外業者が施工した場合 16 万円助成（工事費用の 20%）
- ② 40 歳代の夫婦世帯（子どもがいない世帯）が工事を行い、村内業者が施工した場合 24 万円助成（16 万円＋8 万円加算）
- ③ 40 歳代の夫婦世帯（10 歳の子ども有）が工事を行い、村外業者が施工した場合 24 万円助成（工事費用の 30%）
- ④ 40 歳代の夫婦世帯（10 歳の子ども有）が工事を行い、村内業者が施工した場合 32 万円助成（24 万円＋8 万円加算）

※国が行う省エネ改修工事との併用は可能です。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。



お問い合わせ 中札内村施設課 ☎0155-67-2496